

よくある質問Q&A

<土地の使用に要する費用について>

Q.1

申請予定の土地は転貸のため、土地の所有者と直接契約を締結していません。
その場合、賃貸契約書はどのように提出すればよいですか。

A.1

申請者・転貸事業者間の契約書に加え、転貸事業者・土地所有者間の契約書の提出が必要となります。

Q.2

不動産評価金額の根拠資料について、「不動産鑑定評価書」ではなく「不動産調査報告書」でも認められますか。

A.2

不動産鑑定士が作成したものとしては、「不動産鑑定評価書」以外は認められておりません。
提出が難しい場合は、「固定資産評価証明書」を提出してください。

Q.3

助成対象範囲には、休憩スペースや自動販売機等も含まれますか。

A.3

助成対象となるのは、「充電設備本体及び受変電設備本体（いずれも基礎含む）の設置範囲」、「充電スペース（助成対象設備の合計口数と同数の区画を限度とします）」のみです。
従って、それ以外の範囲（休憩スペースや自動販売機など）は助成対象外となります。

Q.4

不動産評価金額で算出された金額は上限額ですか、それとも全額助成されるのですか。

A.4

土地の使用に要する費用は、下記のうち最も低い金額が助成額となります。

- ・年62万円（1基当たり）
- ・賃貸借契約等に基づく賃借料等 ※
- ・不動産評価金額 ※

※助成対象期間の月数に応じて換算した金額での比較になります。

Q.5

不動産評価金額について、「不動産鑑定評価書」と「固定資産評価証明書」で異なった場合は、どちらの資料を提出申請すればいいですか。

A.5

金額が低い方を提出してください。